

平成27年第3回臨時会議事日程（第1号）

平成27年11月26日（木）

午後2時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第51号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第52号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第53号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第54号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第55号 平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	11月26日	木	本会議	午後2時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成27年第3回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成27年11月26日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	11月26日 2時00分		
応 招 議 員	1 番 中家 章智	6 番 花畑 明	
	2 番 山本 定生	7 番 是石 利彦	
	3 番 太田 文則	8 番 岸本加代子	
	4 番 梅津 義信	9 番 丸谷 一秋	
	5 番 横川 清一	10番 若山 征洋	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 今富壽一郎	健康福祉課長 上西 裕	
	総 務 課 長 守口 英伸	産業建設課長 赤尾 慎一	
	企画財政課長 奥田 健一	上下水道課長 赤尾 肇一	
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 奥邨 厚志		
	書 記 太田 恵介		
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり		
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり		

午後 2 時 00 分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は 10 名で、定足数に達しております。ただいまから平成 27 年第 3 回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日 11 月 26 日の 1 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 11 月 26 日の 1 日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第 3. 議案第 50 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について

日程第 4. 議案第 51 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

日程第 5. 議案第 52 号 平成 27 年度吉富町一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 6. 議案第 53 号 平成 27 年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に ついて

日程第 7. 議案第 54 号 平成 27 年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） について

日程第 8. 議案第 55 号 平成 27 年度吉富町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第 3、議案第 50 号から日程第 8、議案第 55 号の 6 議案を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第50号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第51号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について、議案第53号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第54号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第55号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について、以上であります。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、こんにちは。本日、平成27年第3回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、条例案件2件、予算案件4件の計6案件について御審議願いたく御提案するものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第50号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。平成27年8月6日の人事院勧告に基づき、これを実施するため、一般職の職員の給与改定等を行うものであります。

議案第51号は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。一般職の職員に準じて給与改定を行うものであります。

議案第52号は、平成27年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ566万6,000円を追加し、予算総額を32億4,101万1,000円とするものであります。

歳入では、18款繰越金1項繰越金で566万6,000円の増額、歳出では、給与条例の改正に伴う人件費で、特別会計への繰出金等を含めて、総額で327万9,000円、8款土木費1項土木管理費で、町道大市屋敷線延長新設工事に伴う埋蔵文化財発掘作業員賃金等で238万7,000円の増額であります。

議案第53号から議案第55号までの補正予算につきましては、給与改定に伴う人件費の補正であります。

議案第53号は、平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ8万1,000円を追加し、予算総額を9億2,957万7,000円とするものであります。

議案第54号は、平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてで

あります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ15万6,000円を追加し、予算総額を4億3,116万7,000円とするものであります。

議案第55号は、平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入に15万5,000円を追加し、収益的収入総額を1億7,110万7,000円とし、収益的支出に15万6,000円を追加し、収益的支出総額を1億7,111万5,000円とするものであります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第50号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ご説明いたします。本年度の人事院勧告は大きく2点で、月例給与とボーナスの引き上げとなっております。

月例給与については、民間における賃金の引き上げを凶る動きを反映して、本年4月分の月例給与で、民間給与が国家公務員給与を平均1,469円、率にして0.36%上回る結果となりました。そのため4月にさかのぼって給料表の水準を引き上げる勧告が行われております。初任給与は、民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給与を2,500円引き上げています。若年層についても同程度の引き上げ、高齢層は1,100円の引き上げを基本に改定がなされています。

ボーナスにつきましても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、0.1月分の引き上げの勧告が行われております。

なお、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分は勤勉手当に配分することとなっております。本町の給与条例につきましても、この人事院勧告に沿った内容で改正を行っております。

それでは、議案書2ページをごらんください。資料ナンバー1の新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと思っております。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、第1条の見出し、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。第21条第2項第1号中、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、とあります。これ

は、人事院勧告に準じて一般の職員及び特定幹部職員とも勤勉手当を0.1月分引き上げるものであります。

続きまして、同項第2号中、「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。これは再任用職員の勤勉手当を0.5月分引き上げるものです。人事院勧告では、再任用職員は0.5月分の引き上げとなっておりますので、それに準じて改正するものであります。

次、附則第16項中、「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の1.425」を「100分の1.575」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

新旧対照表2ページをごらん下さい。この規定は、55歳以上で職務の級が6級以上の職員の給与を抑制するために設けられたもので、本則21号第2項第1号で算出された勤勉手当から、ここに記載されている割合を乗じて得た額を減額して支給するものであります。勤勉手当が引き上げられたため減額する割合も引き上げるものでございます。

次、別表1を次のように改める。

別表1、第5条関係、給料表です。冒頭で申し上げたとおり、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の引き上げ、高齢層は1,100円の引き上げを基本に改定がなされております。

議案書6ページをお開きください。あわせて資料ナンバー2をお願いいたします。第2条一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第21条第2項第1号中、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、とあります。この規定は、附則にもありますが、平成28年度から実施するものです。

勤勉手当0.1月分の引き上げは、本年度は12月で支給いたしますが、来年度からは6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ支給するものであります。

同項第2号中、「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。とあります。この規定も同様に、再任用職員についても、来年度から6月と12月にそれぞれ0.025ずつ支給するものであります。

附則第16号中、「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の1.575」を「100分の1.5」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改める。

資料ナンバー2の新旧対照表、2ページをごらんください。この規定は55歳以上で職務の級が6級以上の職員の勤勉手当を減額する割合について、来年度から6月と12月を均等にするものでございます。

議案書6ページと資料ナンバー3の1をごらんください。

3条の見出し、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、第3条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。附則第7条、見出しを含む中、「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。とあります。昨年11月の臨時議会で御議決いただいた給与条例の一部改正条例の附則第7条を改正するものであります。附則第7条は、地域手当及び単身赴任手当に関する特例措置を定めております。

本則で定める表の、新旧対照表の真ん中に定める率、「100分の10」、「100分の6」、「100分の3」、3万円ですね。この地域手当の率、または単身赴任手当の金額の満額を支給するのではなく、平成30年3月31日までは、その表の右欄にあるとおり、規則で定める範囲内で支給するという特例措置でありましたが、その期限を28年3月31日に前倒しするものであります。これも人事委員勧告に伴う改正でございます。

議案書6ページに戻りまして、附則です。第1条附則第1条の見出し、施行期日等、第1条、この条例は交付の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

勤勉手当の基準日である12月1日までに交付したいと思っております。ただし、2条の規定につきましては、先ほど御説明いたしましたが、勤勉手当の引き上げ分を平成28年度から6月と12月に均等にするものでございます。

第2項、第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例、（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

この規定は、冒頭申し上げましたとおり、改正された給料表は4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

第2条の見出し、給与の内払い、第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。また、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく願いいたします。

本案に対しての御質疑はありませんか。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点お尋ねします。

今回のことについての職員組合との合意はどうなっているかということと、あと再任用職員についての給与も改定されていますけれども、現在、吉富町にこれに該当する方がいるのかどうかお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 職員組合につきましては、日ごろから人勧どおりに給与は改定するというふうに言っております。今回、人勧どおりに改定しておりますので、特に申し上げてございません。

2点目の再任用職員につきましては、本町には再任用職員はおりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 50号ですね。人勧による改定案ちゅうか、ということなんですが、説明の中に、民間の給与とかボーナスとかが公務員と比較して上がったからだという説明だったと思いますが、そういう理解でよろしいと思いますが。その場合の民間というのは、全国平均とかそういうことだろうと思います。先ほど平均と言われましたんで。吉富町では、民間の給与水準ちゅうか、そういうものと比べて、吉富町も上がったんでしょうか。その辺がおわかりですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回は人事院勧告に基づいた給与改定になっておりますので、国の人事院が調査した結果に基づいたものになっております。これは全国の従業員50人以上の事業所1万2,300カ所を無作為に抽出し、4月の給与などを調査した結果になっております。

我が町の、吉富町の民間業者の給与水準を特に見たわけではございません。人事院勧告、国が全国的に見た人事院勧告の率に基づいて今回の給与は改定をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今特に吉富町の民間の給与水準を考えてはいないというものでした。これからも、ずっと前から、町民、納税者の収入というか、そういうものを考慮に入れながら、職員給与のこういう人勧に対する考え方は持たないということでもよろしいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 人事院勧告につきましては、地域のことも配慮しております。それは地域手当という形で上乘せをしております。吉富町については、その地域手当の上乘せがございません。人事院勧告は全国的な目で見ているというふうに認識しておりますので、あえて吉富

町の業者の調査をした上で給与の改定をしてはいません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 調査をしてないということでしたので、まあ比較してないということでしょうね。比較してないということは、吉富町の町民のそういう収入というか年収とか、そういうものは把握はしてないということによろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） そのとおりです。以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。ちょっと単純な質問をしたいんですが。この附則の分ですね、附則の分で、100分の1.125というのを一旦1.275にすると、4月までさかのぼるということなんで、これで追いかけるような形になるんだと思います。

その後にもう一度附則で、今度は1.2に下げるという形でよかったね。これで水準は、ちょっとこれは計算したらいいのかわからん、やったんだけど、1.125を1.275にして、それを1.2にしてならしになるのかな。数字的に合うのかな。ちょっと、それわからなかったんで。ほかの部分でも割合は一緒だと思うんやけどね。ナンバー1のまず2ページ。ナンバー1の2ページ。どうせ全部、乗率は一緒やろうきね。ここに100分の1.125を、まず最初に1.275にすると。その後、これはさかのぼってということやね。4月までさかのぼるからこの金額を上げるという、さっきの説明やったと思うんよ。その後に来年からの分は1.275を1.2にすると。そうせんと今度大きくなり過ぎるからね。だけ、ならずと1.2になりますというさっき説明やったと思うんやけど、ならずとこれでいいんかなと、その辺の数字がよくわからんけど、間違いないと思うんだけどね。もし少なかったりしたら悪いなと思ってね。端数切り捨てとかしてたら悪いなと。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この数字は、55歳以上で職務の級が6級以上の職員の給与を抑制するために設けられた制度になっております。通常の計算で算出された勤勉手当から、ここに掲げる割合を乗じて得た額を減額して、減額することによって給料の抑制をしているところです。

今申し上げたものは、4月といいますか、ことしはもう12月で0.1月分をしますので、来年からは6月、12月に振り分けるんですけども、これに100分の——ちょっと濟いません。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩します。

午後2時28分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き、再開いたします。

総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 申しわけございません。この率は、昨年11月の給与条例の一部改正の附則第13項において、勤勉手当の減額対象額というのがありまして、それが100分の1.5を乗じて得た額というふうに規定されております。

したがって、今回この2ページの100分の1.125を100分の1.275にする計算は、元の数字が100分の75を100分の85にするものでございます。100分の75、75掛け15%、これが1.125になっておりますので100分の1.125、今回変わった100分の85、これに15%掛けたら、85掛け15%で1.275という形になっております。

1.2%につきましては、0.85の15%が1.275です。これを80に戻しますので、80掛け15%で1.2という形になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 賛成討論します。

以前、公務員と民間労働者の給与の間で負のスパイラルが続いた時期がありました。わずかではあってもプラスになることは、職員の皆さんの生活の保障につながるだけでなく、民間労働者の給与にも影響を与え、ひいては経済の回復にもつながるもので賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。この計算式は十分注意をして間違いのないようにしていただいていると十分思っておりますので、まず職員の労力に報いる公正な対価と生活向上に見合う水準に少しでも近づくようにと願い、賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員議席4番、梅津です。そもそも人事院勧告の実施は、スト権が認められてない地方公務員にとって必要不可欠な課題だと考えます。そういう気持ちから賛成の意見といたします。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） まずは賛成いたします。ただし、先ほどの私の質疑の中に、町民の給与のことが頭にないと、計算の中にないということでしたので、町民の収入が長期的に下がっているのは事実だろうと思います。そこ辺が把握されてないという説明でしたが、十分な施策の中で、町民との乖離のないような施策をとっていただきたいということで賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、議案第51号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書8ページの資料ナンバー4の新旧対照表をごらんください。単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。別表、（第8条関係）、労務職給与表です。一般職と同様に1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の引き上げ、高齢層は1,100円の引き上げを基本に改定がなされております。

12ページをお開きください。附則です。附則第1条の見出し、（施行期日等）、第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下改正後の条例という。）の規定は、平成27年4月1日から施行する。平成27年4月にさかのぼって給料表を適用するというものでございます。

第2条の見出し、（給与の内払い）、第2条、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長に一言。「ヨン月」ちゅうたり「シ月」ちゅうたりせんように。統一して「シ月」なら「シ月」って言ってください。

○総務課長（守口 英伸君） わかりました。

○議長（若山 征洋君） 本案に関して、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第50号と同様の意見として賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第52号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題いたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 歳入で総額566万6,000円とありますが、歳出では、いわゆる職員の給与327万9,000円の増額とあります。それについてお尋ねします。327万9,000円という数字の根拠ですね。要するに職員と臨時の方、それぞれ何名という数字の積算結果だろうと思いますので、その辺をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この給与改定には臨時職員は入っておりません。全て一般職の職員と単純な労務に雇用される職員でございます。この人数につきましては、13ページに補正予算給与費明細書をつけております。こちらに職員数67人とございます。こちらが人数になっております。それとあと今是石議員がおっしゃられた327万9,000円ですか、これにつきましては、水道事業会計への補助金が15万5,000円、国保会計への繰り出しが8万1,000円、これを含めたところで327万9,000円となっております、単純に一般会計の補正予算は304万3,000円という形になっております。

ちなみに水道会計につきましては4名ですね。国保会計については2名分の給与になっております。

下水につきましては、一般会計から繰り出しせず、下水道会計の繰越金を予算に充当しております。これは3人分というふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 4ページ。次に5ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入ですね。繰越金からのこちらは入って、繰越金をこちらに持ってきているんですが、この分に関してはどうなってますかね。交付金のこの対象というか何か、交付金措置というのがあるんですか。どうなるんでしょうか。ちょっとその辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

人事院勧告に基づく給与の改定でございまして、この分について、別段、交付金の措置等はないものと存じております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 事項別明細書、総括歳入6ページ。同じく総括歳出。次に歳入7ページ、歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に歳出に入ります。歳出8ページ。9ページ。10ページ。11ページ。12ページ。歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書13ページ、14ページ、15ページまで。以上、補正予算書全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の補正予算ですね。埋蔵文化財発掘調査費というものが本来は専決で行われる予定でありましたが、専決をせずに済んだということで、こちらのほうも十分、吉富町にとって少しでも何か出てくるようなものがあってほしいなという希望を込めまして、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、議案第53号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に歳入6ページ。歳入全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ。歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与明細書8ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。ちょっと、この職員数2名というのは、個人名じゃ悪いのかな。どの人、どこの部署になるのかな、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

健康福祉課の課内における2人でございます。入って右側の奥のほうの2人です。

以上です。（「どこ」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 健康福祉課内。役場の中です。

○議長（若山 征洋君） 9ページ。10ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は、委員会付託を省略する

ことに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、議案第54号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に、歳入6ページ、歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に歳出に入ります。歳出7ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書8ページ。9ページ。10ページ。11ページ。12ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 公共下水道事業は、約5割まで開通したというふうにお聞きをしております。まだまだ先の長い事業であります、職員の労力に報いるような給与改正であると信じて、今回の件に賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、議案第55号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ。補正予算明細書5ページ。給与費明細書6ページ、7ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号平成27年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期臨時会に附議された事件は全て議了いたしました。
これをもって平成27年第3回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時56分閉会
